

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド（別名イソチアニル）	97 $\mu\text{g}/\text{l}$
2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ又はMDBA）又は2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸カリウム（別名ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩）又は2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸ジメチルアミン（別名ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩）	2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ酸又はMDBA酸）として 8,800 $\mu\text{g}/\text{l}$
3-ドデシル-1, 4-ジヒドロ-1, 4-ジオキソ-2-ナフチル=アセタート（別名アセキノシル）	0.39 $\mu\text{g}/\text{l}$
1-ナフチル=メチルカルバマート（別名カルバリル又はNAC）	1.6 $\mu\text{g}/\text{l}$
(RS)-2-(2, 4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオンアニリド（別名クロメプロップ）	36 $\mu\text{g}/\text{l}$
N, N-ジメチル-1, 2, 3-トリチアン-5-イルアミンシュウ酸塩(1:1)（別名チオシクラムシュウ酸塩又はチオシクラム）	1.9 $\mu\text{g}/\text{l}$
(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-ジフルオロメトキシフェニル)-3-メチルブチラート（別名フルシトリネート）	0.0055 $\mu\text{g}/\text{l}$
(RS)-2-ブロモ-N-(α , α -ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド（別名ブロモブチド）	480 $\mu\text{g}/\text{l}$